

平成28年（2016年）熊本地震における
香川県職員の被災地支援活動記録集

危機管理総局危機管理課

（平成29年4月）

はじめに

熊本地震の発生から1年が経過し、ここに改めて、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

平成28年4月14日（木）21時26分と4月16日（土）1時25分の地震により、熊本県熊本地方で強い揺れが発生し、益城町や西原町では震度7を2度、観測したほか、九州地方の各県でも強い揺れを観測しました。

震度7の地震が同一地域で連続して発生し、その後も、活発な地震活動が続き、これまでに震度7を2回、震度6強を2回、震度6弱を3回観測し、震度1以上を観測した地震は4,000回を超えています。

熊本・大分両県で、死者（震災関連死などを含む。）が228名、全壊・半壊家屋は42,000棟を超え、1,166個所に設置された避難所への避難者の数は、最大19万6千人にも及んだほか、九州全体にわたる地域経済へ大きな影響が出ました。（平成29年4月13日18時現在）

本県では、発災直後から、被災自治体からの支援要請に応じて、国や市町、関係機関と連携しながら、罹災証明交付や被災建築物応急危険度判定、被災者健康管理等の業務に従事するため、これまで103名の県職員を被災地に派遣し、被災地域の復興が一日も早く成し遂げられるよう支援に取り組んでまいりました。

今後30年以内に70%程度の確率で発生すると言われていた南海トラフ地震に迅速かつ適切に対応することはもとより、同様の震災が発生した場合に効果的な被災地支援派遣活動を実施すること、また職員の危機管理意識を醸成し職員間で共有することを目的として、この度、被災地への派遣職員が支援活動を通じて得た貴重な体験や教訓を踏まえ、意見を集約し、被災地に派遣された職員の支援活動体験を記録集としてとりまとめました。

この記録集が、職員一人ひとりの「防災意識の向上」と「防災・減災対策の強化」に繋がることを期待します。

平成29年4月

熊本地震被災地支援本部長

香川県危機管理総局長 山田 恵 三

目次

I. 地震の概要・被害の概要.....	1
1. 地震の概要.....	1
(1) 平成28年4月14日(木) 21時26分に発生した地震.....	1
(2) 平成28年4月16日(土) 1時25分に発生した地震.....	1
(3) 地震活動の状況.....	3
(4) 最大規模の地震の震度分布図.....	3
2. 人的・物的被害の状況.....	4
(1) 人的被害.....	4
(2) 建物被害.....	4
3. 避難の状況.....	4
(1) 避難指示・避難勧告発令状況.....	4
(2) 避難所の状況.....	5
4. 熊本地震被災地支援本部の体制.....	5
(1) 設置目的など.....	5
(2) 構成.....	5
5. 熊本地震被災地派遣職員による意見交換会.....	7
(1) 概 要.....	7
(2) 活動の様子.....	7
(3) 意見交換の内容.....	8
II. 支援活動の状況.....	12
III. 活動の概要及び支援活動者の意見.....	15
1. 罹災証明交付業務.....	15
2. 被災家屋認定業務.....	21
3. 被災建築物応急危険度判定業務.....	28
4. 被災宅地危険度判定業務.....	32
5. 住まい支援業務.....	37
6. 被災者健康管理、避難所衛生対策業務.....	39
7. DMAT業務.....	44
8. 給水業務.....	47
9. 緊急消防援助隊(防災航空隊)業務.....	48

I. 地震の概要・被害の概要

1. 地震の概要

(1) 平成28年4月14日(木) 21時26分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成28年4月14日(木) 21時26分

イ 震源地(震源の深さ)及び地震の規模

- ・場所: 熊本県熊本地方(北緯32度44.5分、東経130度48.5分)、深さ11km
- ・規模: マグニチュード6.5

ウ 各地の震度(震度5弱以上)

震度7 熊本県: 益城町宮園

震度6弱 熊本県: 熊本東区佐土原、熊本西区春日、熊本南区城南町、熊本南区富合町、玉名市天水町、宇城市松橋町、宇城市不知火町、宇城市小川町、宇城市豊野町、西原村小森、嘉島町上島

震度5強 熊本県: 玉名市横島町、熊本中央区大江、熊本北区植木町、菊池市旭志、宇土市浦田町、合志市竹迫、熊本美里町永富、熊本美里町馬場、大津町大津、菊陽町久保田、御船町御船、山都町下馬尾、氷川町島地

震度5弱 熊本県: 熊本高森町高森、阿蘇市内牧、南阿蘇村吉田、南阿蘇村河陽、八代市平山新町、八代市松江城町、八代市千丁町、八代市鏡町、菊池市泗水町、長洲町長洲、大津町引水、甲佐町豊内、氷室町宮原、合志市御代志、和水町江田、上天草市大矢野町、上天草市松島町、天草市五和町

宮崎県: 椎葉村下福良

エ 津波

- ・この地震による津波のおそれはない。

出典: 「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について 平成29年4月13日18時現在 内閣府」

(2) 平成28年4月16日(土) 1時25分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成28年4月16日(土) 1時25分

イ 震源地(震源の深さ)及び地震の規模

- ・場所: 熊本県熊本地方(北緯32度45.2分、東経130度45.7分)、深さ12km
- ・規模: マグニチュード7.3

ウ 各地の震度(震度5弱以上)

震度7 熊本県: 益城町宮園、西原村小森

震度6強 熊本県: 南阿蘇村河陽、菊池市旭志、宇土市浦田町、大津町大津、嘉島町上島、宇城市松橋町、宇城市小川町、宇城市豊野町、合志市竹迫、熊本中央区大江、熊本東区佐土原、熊本西区春日

震度6弱 熊本県: 阿蘇市一の宮町、阿蘇市内牧、南阿蘇村中松、南阿蘇村河陰、八代市鏡町、玉名市横島町、玉名市天水町、菊池市隈府、菊池市泗水町、大津町引水、菊陽町久保田、御船町御船、熊本美里町永富、熊本美里町馬場、宇城市不知火町、山都町下馬尾、氷川町島地、合志

- 市御代志、和水町江田、熊本南区域南町、熊本南区富合町、熊本北区植木町、上天草市大矢野町、天草市五和町
- 震度 5 強
- 大分県： 別府市鶴見、由布市湯布院町川上
- 福岡県： 久留米市津福本町、柳川市三橋町、大川市酒見、みやま市高田町
- 佐賀県： 佐賀市川副、佐賀市久保田、上峰町坊所、神崎市千代田
- 長崎県： 南島原市北有馬町
- 熊本県： 南小国町赤馬場、熊本小国町宮原、産山村山鹿、熊本高森町高森、南阿蘇村吉田、八代市平山新町、八代市松江城町、八代市千丁町、玉名市中尾、山鹿市菊鹿町、山鹿市鹿本町、山鹿市鹿央町、菊池市七城町、玉東町木葉、長洲町長洲、甲佐町豊内、氷川町宮原、芦北町芦北、芦北町田浦町、上天草市松島町
- 大分県： 別府市天間、豊後大野市清川町、日田市前津江町、竹田市直入町、竹田市荻町、九重町後野上
- 震度 5 弱
- 宮崎県： 椎葉村下福良、高千穂町三田井、宮崎美郷町田代
- 愛媛県： 八幡浜市保内町
- 福岡県： 福岡南区塩原、遠賀町今古賀、久留米市小森野町、久留米市城島町、久留米市三瀧町、久留米市北野町、柳川市大和町、柳川市本町、八女市吉田、八女市黒木町今、八女市矢部村、八女市本町、筑後市山ノ井、小郡市小郡、大木町八町牟田、福岡広川町新代、筑前町篠隈、みやま市瀬高町
- 佐賀県： 佐賀市駅前中央、佐賀市栄町、佐賀市諸富、佐賀市東与賀、白石町福田、白石町福富、白石町有明、みやき町北茂安、みやき町三根、小城市芦刈、神崎市神埼
- 長崎県： 諫早市多良見町、島原市有明町、雲仙市国見町、雲仙市小浜町雲仙、南島原市口之津町、南島原市西有家町、南島原市深江町、南島原市加津佐町
- 熊本県： 阿蘇市波野、八代市東陽町、八代市泉支所、八代市坂本町、荒尾市宮内出目、玉名市岱明町、山鹿市老人福祉センター、山鹿市山鹿、南関町関町、宇城市三角町、山都町大平、山都町今、和水町板楠、人吉市西間下町、あさぎり町須恵、山江村山田、水俣市牧ノ内、津奈木町小津奈木、上天草市姫戸町
- 大分県： 大分市長浜、別府市上野口町、臼杵市臼杵、津久見市宮本町、佐伯市蒲江蒲江浦、佐伯市春日町、佐伯市鶴見、佐伯市上浦、日田市上津江町、日田市田島、日田市中津江村栃野、竹田市久住町、竹田市会々、玖珠町帆足
- 宮崎県： 延岡市北川町川内名白石、延岡市北方町卯、椎葉村総合運動公園、高千穂町寺迫
- 鹿児島県： 長島町獅子島、長島町伊唐島

エ 津波

- ・津波注意報発表 平成 28 年 4 月 16 日（土） 1 時 27 分
- ・津波注意報解除 平成 28 年 4 月 16 日（土） 2 時 14 分

出典：「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について 平成 29 年 4 月 13 日 18 時現在 内閣府」

(3) 地震活動の状況

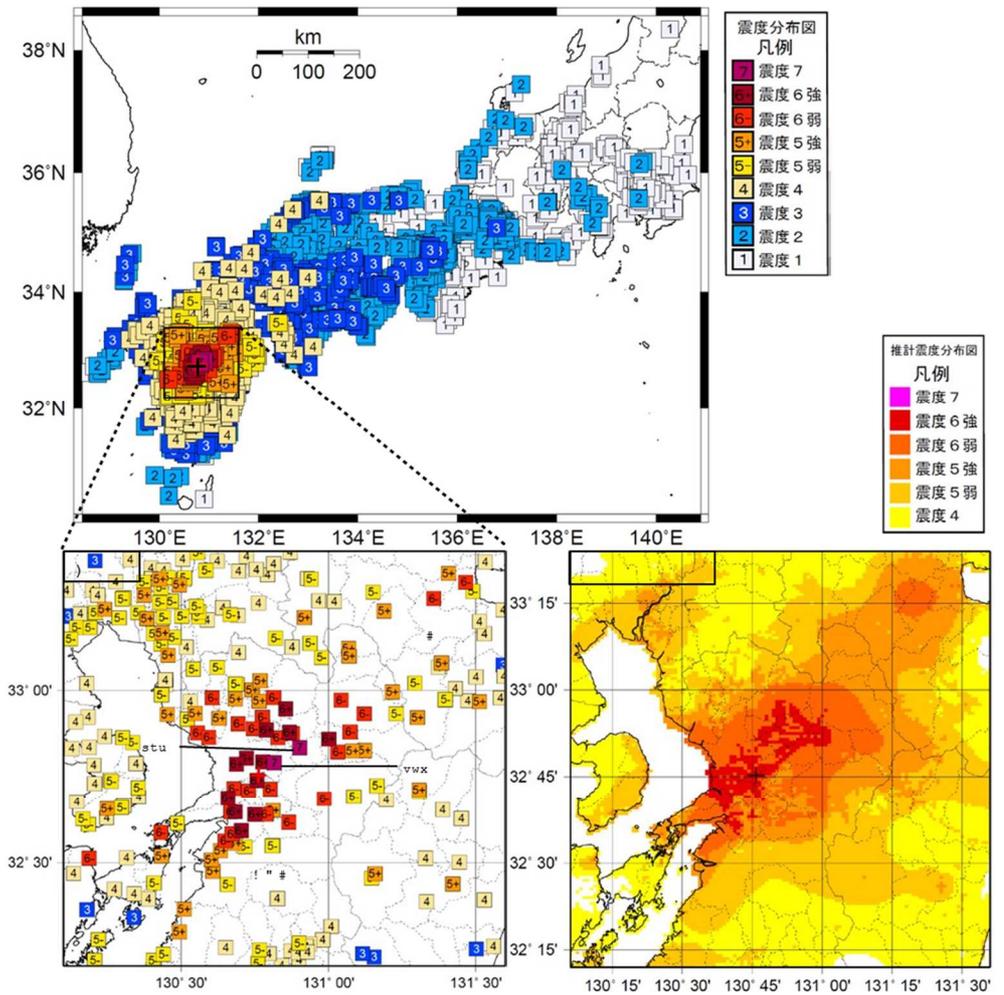
【平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分以降に発生した震度 6 弱以上の地震】

4 月 14 日	21:26	震度 7	熊本県熊本
	22:07	震度 6 弱	熊本県熊本
15 日	0:03	震度 6 強	熊本県熊本
16 日	1:25	震度 7	熊本県熊本
	1:45	震度 6 弱	熊本県熊本
	3:55	震度 6 強	熊本県阿蘇
	9:48	震度 6 弱	熊本県熊本

※平成 29 年 4 月 12 日 24 時現在、震度 1 以上を観測する地震が 4,296 回発生。(震度 7 : 2 回、震度 6 強 : 2 回、震度 6 弱 : 3 回、震度 5 強 : 5 回、震度 5 弱 : 12 回、震度 4 : 117 回、震度 3 : 410 回、震度 2 : 1,168 回、震度 1 : 2,577 回)

出典 : 「平成 28 年 (2016 年) 熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について 平成 29 年 4 月 13 日 18 時現在 内閣府」

(4) 最大規模の地震の震度分布図



※ 本推計震度分布図は、地震発生当日に作成されたものである。

<推計震度分布図について>

地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより 1 階級程度異なることがある。また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれるため、推計された震度と実際の震度が 1 階級程度ずれることがある。

このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がり具合とその形状に着目して利用されたい。

出典 : 「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震の評価 平成 28 年 5 月 13 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会」

2. 人的・物的被害の状況

(1) 人的被害

(消防庁情報：平成29年4月13日18:00現在)

(人)

都道府県名	死者	重傷	軽傷
福岡県		1	16
佐賀県		4	9
熊本県	225	1,130	1,552
大分県	3	11	22
宮崎県		3	5
合計	228	1,149	1,604

出典：「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について 平成29年4月13日18時現在 内閣府」

(2) 建物被害

(消防庁情報：平成29年4月13日18:00現在)

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災 件
	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県			3			
福岡県		4	251			
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,688	33,809	147,563	439	10,943	15
大分県	9	222	8,062		62	
宮崎県		2	21			
合計	8,697	34,037	155,902	439	11,007	15

出典：「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について 平成29年4月13日18時現在 内閣府」

3. 避難の状況

(1) 避難指示・避難勧告発令状況

(消防庁情報：平成29年4月13日13:30現在発令中のもの)

避難指示：1市1町（179世帯 408名）

避難勧告：1町1村（336世帯 816名）

都道府県名	市町村名	避難指示		避難勧告	
		対象世帯数	対象人数	対象世帯数	対象人数
熊本県	宇土市	71	100		
	南阿蘇村			328	796
	御船町	108	308	8	20
合計（発令中）		179	408	336	816

出典：「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について 平成29年4月13日18時現在 内閣府」

(2) 避難所の状況

【熊本県】

- ・平成28年11月18日をもって、県内全避難所を閉鎖
- ・避難所への避難者最大数：183,882名（平成28年4月17日、855箇所開設）

【大分県】

- ・平成28年5月16日をもって、県内全避難所を閉鎖
- ・避難所への避難者最大数：12,443名（平成28年4月17日、311箇所開設）

出典：「平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について 平成29年4月13日18時現在 内閣府」

4. 熊本地震被災地支援本部の体制

(1) 設置目的など

平成28年熊本地震に関する情報の共有化、被災地への支援要請に対する対応、支援に当たっての部局間の連携、その他県の対応について処理し、平成28年熊本地震の被災地に対して、円滑かつ迅速な支援を実施するため、平成28年4月25日に熊本地震被災地支援本部を設置した。

(2) 構成

本部長 危機管理総局長

本部員 教育長、病院事業管理者、警察本部長

政策部長、文化芸術局長、総務部長、知事公室長、危機管理総局長、

環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、交流推進部長、農政水産部長、

土木部長、出納局長、水道局長、病院局長

《参考》

熊本地震被災地支援本部設置要綱

1 設置

平成 28 年熊本地震の被災地に対して、円滑かつ迅速な支援を実施するため、熊本地震被災地支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

支援本部は、次の事項について処理する。

- ア 平成 28 年熊本地震に関する情報の共有化に関すること。
- イ 被災地への支援要請に対する対応に関すること。
- ウ 支援に当たっての部局間の連携に関すること。
- エ その他県の対応に関すること。

3 構成

- (1) 支援本部は、本庁の部長、総局長及び局長（以下「本部員」という。）をもって構成する。
- (2) 本部長は、危機管理総局長をもって充て、支援本部の事務を総括する。

4 会議

- (1) 支援本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、支援本部の会議を開催することができる。
- (2) 支援本部の会議には、本部員以外の職員を出席させることができる。

5 庶務

支援本部の庶務は、危機管理課において処理する。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

5 熊本地震被災地派遣職員による意見交換会

被災地に派遣した職員が、現地で感じた課題等について意見交換を行い、今後の防災・減災対策に役立てるため、「熊本地震被災地派遣職員による意見交換会」を実施した。

(1) 概要

日時 平成29年4月14日（金）10時～11時50分

場所 香川県庁本館12階 大会議室

内容 (1) 開会

(2) 熊本地震の犠牲者に対する黙とう

(3) 挨拶

(4) グループに分かれての意見交換

- ・ 派遣地で活動した主な業務内容
- ・ 今後、他県へ職員を派遣する場合に伝えておきたいこと
- ・ 本県が被災した場合に、県として準備しておくべきこと

(5) グループ代表者による発表

(6) 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構
危機管理先端教育研究センター

センター長・特任教授 白木 渡 氏による講評

(2) 活動の様子



(3) 意見交換の内容

1 班 (罹災証明交付業務)

1班	罹災証明交付業務	
● 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと		
<p>□ 自身の体調管理</p> <ul style="list-style-type: none">□ 環境が異なるので普段より体調を崩しやすい。□ 派遣職員が体調不良になるとかえって迷惑になる。 <p>□ 被災地職員への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">□ 被災地職員は自らも被災者であり、連日深夜まで業務しているため、配慮することを忘れないこと。 <p>□ 被災者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">□ 被災者が生活がままならない状況であり、心に寄り添った対応が必要。□ 住民のための簡易仕切りを設置するなどプライバシーへの配慮が必要。	<p>□ 情報共有・引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none">□ 派遣職員同士の情報共有や後任への引継ぎが重要。□ 派遣期間が短いと引継ぎの頻度が高くなるため、もう少し派遣期間を長くしても良いと思う。 <p>□ 現地での臨機応変な対応</p> <ul style="list-style-type: none">□ 指示が予定と異なったりするため、臨機応変な対応が必要。 <p>□ 他県の派遣職員とのコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none">□ 同じ派遣職員とコミュニケーションをとり、なるべく早く打ち解けた方が良い。	

1班	罹災証明交付業務	
● 将来、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきこと		
<p>□ 訓練・研修・教育</p> <ul style="list-style-type: none">□ 初動時や夜間など様々な想定での訓練が必要。□ 県職員に対して研修・教育を行うべき。 <p>□ 受援体制</p> <ul style="list-style-type: none">□ 応援職員に行ってもらうことを予め定めておくことが重要。□ 被災地の職員は疲弊していた。応援を想定した訓練が必要。 <p>□ 県民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">□ 被災した県民への最新情報の伝達手段を整備しておくこと。	<p>□ マニュアル整備</p> <ul style="list-style-type: none">□ 通常とは異なる業務となるため業務マニュアルの作成・周知し、役割分担を事前に決めておくことが必要。 <p>□ システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none">□ 被災地では被災家屋認定調査の結果がデータベース化され罹災証明を迅速に発行できていたので、各種システムの導入、活用方法を集約しておくべき。 <p>□ 個人の備え</p> <ul style="list-style-type: none">□ 個人家屋の耐震改修が急務。	

2班 **被災家屋認定業務、住まい支援業務**

● 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

- 公平な判断**
 - 家屋被害の認定は判断が難しいので、よく相談して判断すること。
 - 公平な調査が必要。
- 事前の準備**
 - 厚手・薄手両方の衣類や、靴はリュック、ビニールコートなど、準備が必要。
 - 研修等により、人材を育成しておく必要がある。
- 自身の体調管理**
 - かなり疲労が蓄積する。体調管理に努めること。
 - 宿泊地は耐震性のある安全なところで休んだ方が良い。
- 臨機応変な対応**
 - 被災地では、臨機応変に対応すること。
 - わからないことは、現地の責任者に確認すること。
- 現地での態度**
 - 被災者への言葉遣いには十分に注意すること。
 - 少しでも被災地職員の力になれるよう真摯に取り組むこと。
 - 本県が被災した場合の対応を学ぶつもりで対応すること。

(本県)災害に係る住家の被害認定についてのご案内
http://www.kanagawa.go.jp/kabaku/p44/higa/1.html.pdf

2班 **被災家屋認定業務、住まい支援業務**

● 将来、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきこと

- 研修・訓練**
 - 多くの職員がノウハウを持つことが必要。
 - 訓練により、市町や関係団体等との役割分担を明確にすべき。
- 認定手順の統一**
 - 支援者でも使いやすい調査票の様式や調査方法を統一させておくべき。
- 資機材の整備**
 - 人員を活用するため、ヘルメットや長靴、作業着、パソコン、カメラ、公用車など、必要な資機材の確保が重要。
- 体制整備**
 - 職員の参集体制や安否確認の方法などを整備しておくこと。
 - 災害時の職員の配置を検討しておく必要がある。
- リーダーの養成**
 - マンパワーを活用するため、職員を引率・指導できるリーダーを育成すべき。
- 連携・協力体制**
 - 圧倒的に人員が不足すると考えられるので、平時からの市町、関係団体、他県との協力体制を構築する。

(本県)災害に係る住家の被害認定についてのご案内
http://www.kanagawa.go.jp/kabaku/p44/higa/1.html.pdf

3班

被災建築物応急危険度判定業務、被災宅地危険度判定業務

● 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

□ 資機材や情報の準備

- 動きやすい服装、防水性のある運動靴等を準備すること。
- スマートフォンのナビ機能（地図情報）は必須である。
- 身分を明らかにするため、「香川県」を明示したヘルメット等が必要。

□ 宿泊地の確保

- 宿泊地から業務場所までの経路を確認した方がよい。
- 宿泊地は、現地から離れていると移動に時間をとられることを考慮する必要がある。

□ 食料・水・トイレの確保

- トイレは現地で利用できないことも想定される。
- 現地では、飲食物が調達できないことが考えられるため、事前に準備しておく。

□ 現地での対応・態度

- 被災者に不信感を与えないよう、現地での言動には十分に注意を払うこと。
- 判定結果等に対し、丁寧にわかりやすく説明すること。

□ 安全の確保、健康管理

- 余震等があるので、自身の身を守るため安全第一を心掛ける。
- 無理をせず、十分な休養をとること。

□ サポート体制

- 派遣職員が十分、力を発揮できるよう、派遣元のサポート体制をお願いしたい。



3班

被災建築物応急危険度判定業務、被災宅地危険度判定業務

● 将来、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきこと

□ 災害（判定）対策本部の体制

- 対策本部での市町連携などのコーディネートが重要。
- 訓練により、対策本部の早期立ち上げが必要。

□ 資機材等の整備

- 執務場所、資機材（PC、コピー機、仮設トイレ等）の整備が必要。

□ 被災地での経験を踏まえたルール作り

- 職員間で業務イメージの共有を図る。
- 被災地支援の経験や教訓を活かしたルール作りが必要。

□ 受援体制

- 県や市町だけでは対応できないので、国や他県からの支援活動の受入体制について、検討しておくべき。

□ インフラ復旧

- 道路などのインフラの早期復旧が重要と感じた。
- 堤防等の復旧が遅れれば二次災害が発生するおそれがある。

□ 人材育成

- 被災地での実務経験が乏しいため、研修による人材育成を図るべき。



4班
被災者健康管理、避難所衛生対策業務、DMAT業務、緊急消防援助隊（防災航空隊）業務




● 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

<p>□ 健康管理・安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 十分な睡眠時間を確保するなど、健康管理に留意する。 □ 余震などの危険から、身の安全を守ること。 <p>□ 連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 現地職員や、様々な職種の派遣者との十分な連携・情報交換が重要。 <p>□ 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 派遣前に、現地の現状や支援内容の情報を収集・把握しておく。 □ 派遣から帰ってきた先遣隊から、現地の最新情報を聞いておくと良い。 	<p>□ 被災地への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 被災地の職員も被災者であることを念頭におくこと。 □ 住民に不審者に疑われないよう、所属がわかるように対応するなど、注意が必要。 <p>□ 臨機応変な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 被災地の都合に合わせて考えること。 □ 被災者への対応は、現場で判断する要素が大きいため、日頃の業務から観察する力を養う。 <p>□ 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 食料・水・被服等は自己完結型で準備する。 □ 日頃からすぐに出動できる装備、資機材の日常点検が必要。
---	---

4班
被災者健康管理、避難所衛生対策業務、DMAT業務、緊急消防援助隊（防災航空隊）業務




● 将来、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきこと

<p>□ 災害時要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 現地では、高齢者、独居・障害の有無、住所、連絡先等を整理した要援護者リストが作成されていたが、どう活用するのかを整備する必要がある。 <p>□ 受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 県内外から支援を受け入れる体制整備が必要。 □ どの業務を、どのように支援してもらうのかを整理しておく必要がある。 <p>□ 他機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 各市町や医療、保健、ボランティアなど様々な機関の窓口との連携体制を整備すること。 □ 各機関で連絡体制や書式等が異なると、情報を上手く活用できない。 	<p>□ 訓練・マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 他県での災害対応を反映したマニュアルの見直し。 □ 応急期以降、1週間～1ヶ月間程度経過した想定訓練や、受援を想定した訓練が必要。 <p>□ 資機材等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 災害対応に必要な被服や資機材の整備が必要。 □ 食料、生活用品、簡易トイレ、医療品等の備蓄。 <p>□ 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 避難所や地域で活動できるリーダーの育成。 □ 各職員の災害に対する意識の向上。
---	---

II. 支援活動の状況

派遣職員の出発式



派遣職員（被災宅地危険度判定）の出発式の様子（県庁）



派遣職員（被災者健康管理、避難所衛生対策）の出発式の様子（県庁）

罹災証明発行業務



罹災証明交付事務の様子（熊本県甲佐町）

被災建築物応急危険度判定業務



被災建築物応急危険度判定活動の様子（熊本県益城町）

被災宅地危険度判定業務



被災宅地危険度判定活動の様子（熊本県益城町）

被災者健康管理、避難所衛生対策業務



他県チームとのミーティングの様子（熊本県菊陽町）

DMAT業務



香川県立中央病院DMATカーとドクターカー
(熊本県菊池市)



活動拠点本部でのブリーフィングの様子 (熊本県阿蘇市)

給水業務



給水車への給水活動の様子 (熊本県熊本市)



被災者への給水活動の様子 (熊本県熊本市)

緊急消防援助隊 (防災航空隊) 業務



孤立住民の救助活動の様子 (熊本県益城町)



航空小隊指揮本部での活動調整の様子 (熊本県益城町)

知事の被災地派遣職員への激励訪問



被災地派遣職員激励の様子（熊本県益城町）

Ⅲ. 活動の概要及び支援活動者の意見

1. 罹災証明交付業務

(1) 依頼者

全国知事会

(2) 派遣先

甲佐町

(3) 派遣人数

延べ 16名 (一般事務)

(4) 主な活動内容

- 被災者に対する罹災証明書の受付及び交付 (発行)
- 罹災証明書発行システムによる交付内容の確定
- 被災者生活再建に向けた各種支援制度の相談
- 罹災証明交付会場の事前準備 (会場設営等)

(5) 活動体制

1班2名体制の8班 (平成28年5月9日～6月10日)

1班あたりの派遣期間 4日間 (実働) (平成28年5月9日～6月5日)

5日間 (実働) (平成28年6月6日～6月10日)

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

○ 普段より念入りに、自身の心身のケアにご留意ください (普段の環境が異なるため、体調を崩しやすい。)。現地の人手不足を補うための戦力として派遣されているので、派遣職員がダウンしてしまうと、かえってご迷惑をかけてしまうことになりかねません。

○ 被災地自治体職員は自らも被災した上に住民対応を含め連日深夜まで業務をして相当疲弊しており、その上で派遣職員にも気を遣っている状況であることを十分に踏まえて行動すべきと思います。

○ 個人的には、まだ余震の発生している最中での派遣ということもあり、初めは不安やストレスを多少感じていましたが、同じ派遣職員の方とのコミュニケーションを取ることによってその辺りが解消されたということもあったので、同じ派遣職員の方とはなるべく早く打ち解けられることが大切だと思いました。

<p>○罹災証明書交付業務は端末の操作等を覚えるのに戸惑うかもしれないが、被災者が列を作って待っているので、テキパキと処理すること。</p> <p>○認定結果をお知らせして証明書を交付する業務であり裁量はない。判定結果に不服がある者に対しては判定の基準をお知らせし、納得しない場合は、速やかに2次調査の手続きをすること。</p>
<p>○現地にどのようなツールがあり、どのように使うかは、行ってみないと分からない。生の情報が重要。</p> <p>○数班が交代で派遣するのならば、派遣された・される職員同士での連絡のしやすさが重要（職員間でのLINEの交換等）。</p>
<p>○被災地の方への配慮はもちろんだが、同じ支援職員に対する配慮も必要</p> <p>○立場は同じ支援職員であっても、泊まっている宿や、業務内容は異なる。そういったことを考慮して支援職員同士のコミュニケーションをすることも重要。</p>
<p>○被災者の心に寄り添った支援を行うべきであるということ。</p> <p>○実際に被害を受けていない自分たちは被災者に比べて心の余裕があるが、被災者はその日の生活もままならないという状態の人が多いため、気が立っている人もいる。しかし、被災者は切実に困っており、また、被災地での生活によりストレスがかかっている状態なので、できる限り丁寧な対応をして、少しでも被災者の不安やストレスを軽減できるように努めるべきである。</p>
<p>○1人あたりの派遣期間が短く次々と職員が変わる場合、現地での仕事のやり方や現地の状況などを、後任の派遣者にしっかりと引き継ぐことができるよう心がける必要がある。</p>
<p>○被災された自治体職員は、無休で業務している。被災自治体職員に気を配ることが必要である。</p>
<p>○派遣先の職員だけでなく、別の県、市町村から来ている職員との情報共有や、連携も必要。</p> <p>○基本的に住民の方々は優しく、声をかけてもらえたりもした。</p> <p>○ただ被害にあわれて心に余裕をもてなくなっている方もまれにいますので、態度、言葉遣い等に関しては十分に気をつけたいといけません。</p>
<p>○一番大変なのは、被災された方々であるということに常に意識してほしい。</p>
<p>○派遣が震災発生後の初期段階の場合、行政に求められる内容が短期間で変化しているため、派遣前に周知された業務以外に従事する可能性もあることから、現地での求めに臨機に対応できる心構え（服装等も）をしておいた方がよい。</p>

- 本人が無理をしすぎないこと。派遣においては非常に気を遣って業務に臨むため、頑張れるのだが、思っている以上に疲れている。派遣職員が体調不良になってしまっは迷惑がかかるため、無理はしすぎずに自身の体調管理にも努めること。
- 受け入れ先の行政職員の方々は気丈にふるまっているが、皆さん被災者である。表面には出さないだけで、それぞれに色々な思いや事情を抱えているため、配慮する気持ちを忘れないように接すること。
- スケジュール通りにいかないことが普通なので、臨機応変に対応すること。逆にやることなく手持無沙汰になる時もある。その時は、受け入れ先の職員の方に聞いてみて、やれることがあるようならやるし、ないようなら勝手に動かさず言われた通りに待機して資料を読むなどすることも大切と思われた（受け入れ先の職員の方は派遣職員に指示を出したり、仕事を作ったりするのも時に大変そうに見えたため）。
- 震災で精神的に弱っている方や不安に思っている方が多いので、住民の方の話を十分に聞くこと。
- 被災状況をできる限り把握するよう努めること。
- 自身の健康管理が一番だと思います。今回の派遣の自治体では、幸いなことに死者がでていないということで、比較的、住民の方が穏やかでしたが、それでも、長時間の順番待ち等で、殺伐としたこともあったようです。
- そのようなことがあっても平常心で対応できるよう、派遣された職員が、心身の健康バランスを崩さないのが一番だと感じました。
- やはり、災害派遣の目的や意味、誰のため、何のために活動をするのかという基本を間違えないようにすることが大切だと思います。
- 香川県の代表、被災地の職員という自覚のもと、自分の身内が被災して申請に来ていると思い、窓口では被災者の目を見ながら「香川県庁から来ている〇〇です。大変お待たせしました。」と一礼してから手続きを開始すると、今まで不機嫌そうに待っていた方も「香川県から来てくれてありがとう。さぬきうどんの県やなあ。」など表情も言葉も柔らかくなり、スムーズに手続きができました。
- 災害で突然に住居や仕事を奪われ、高齢者も多く、罹災証明のランクで支援金が数百万円の違いがあり、各種支援サービスも大きく分かります。罹災証明交付後に「窓口の職員に無理やり説得された。倒壊認定は不服だ。」と申し立てる方も多いと被災地職員から聞いていたので、罹災証明システムに表示されている被災家屋認定結果に不納得な様子が見受けられると、倒壊認定再調査の相談窓口を案内するようにしました。
- 派遣職員の心身の健康が一番大事です。また、1日に何十回と余震があり、大きい揺れもあるため、自己の避難や安全確保もシュミレーションしておくことが大切です。
- 各所で建物、道路等の工事が行われていたので、交通規制等の情報は前の派遣職員の方から最新の情報を得る必要があると思いました。

- 地元自治体職員や他の都道府県から派遣されている職員とコミュニケーションを図りながら仕事を進めていくこと。
- 被災者への対応については、被害の程度や話を聞いてほしい人又は早く結果を知りたい人等いろいろな立場の人がいるので状況に応じて接すること。
- 現地派遣までの細々とした手続きは簡略化して、派遣される・された職員が業務のみに専念できるよう、送る側のバックアップが欲しいと感じた。
- 当然ではあるが、被災された方の中でも、被害内容についての捉え方は異なるということ。
- 一つ心に残っているのが、罹災証明発行の窓口で「全壊」の判定を伝えたところ、泣き崩れた子供連れの方がいた。曰く、ようやく建てた念願のマイホームで、まだローンも残っている上、住めないとなると引っ越さざるを得なくなり、まだ小さい子供たちにとって負担になることが悲しいとのことだった。その時まで私は、全壊の方が各種支援も受けられるので、一部損壊や半壊よりも（言い方は悪いが）いいのかと思っていたが、この方々のように、【全壊】という結果に対して、大きなショックを受ける方もいると分かった。
- このように、支援する立場の人間の考えを念頭に置いて支援していたのでは、本当の意味で心に寄り添う支援にはならないことは知っておく必要がある。
- 臨機応変に対応すること。
- 被災地では刻一刻と状況が変化している。派遣される前に聞いていた業務とは異なる業務に従事するということもありうる。そのようなときは現場の動きをよく見て、その場で与えられた業務に適切に対応をしていくべきである。実際に今回の派遣では、当初、罹災証明の発行業務と聞いていたが、システム等の関係で発行をすることができず、支援制度の相談業務に当たった。
- 罹災証明書交付の簡単な事務であっても、様々なケースがあり、被災自治体職員に質問せず、自ら処理できるようになるには、3日程度かかる。今回、被災地での実質の業務日が5日であり、7日程度は設けるにした方がいいのではないか。
- 宿泊地が個室というのは、ありがたい。派遣職員もストレスが溜まるため、被災地から離れていても、個室を確保した方がよい。
- 今回の派遣期間は一週間程度を8班で回す体制だった。
- 自分の担当業務等もあるため1人が長期間派遣されるというのは好ましくないと思うが、派遣先からしたら引継ぎを繰り返さないといけないため負担になると思う。
- 通常業務、派遣者の体調管理の問題もあると思うが、派遣期間（今回、現地での実働4日間）はもう少し長くした方がよいのではないかと思う。
- 本県の職員は、他県と比べても派遣期間が短かったこともあり、班交代の時の引継ぎが非常に大切だと感じた。班員の交代のたびに、毎回リセットされては受け入れ先の方にも申し訳がないので、現地で受けとった資料や、各職員の感じた現地の肌感覚などを、もう少し後発隊へ伝え共有できるようにすべきと思う。日報に記載できることは限られているので、もう少し後発隊が事前勉強できるようにしたい。

○派遣期間が短く、業務引き継ぎや町の方の手間を考えると、期間をもう少し長めにすればよいのではないかと感じた。

(7) 将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

○初動訓練、夜間の地震発生等を想定した訓練

○地域における（共助）避難訓練等

○個人宅の耐震改修が急務。

○罹災証明発行業務に関しては、主に、証明書発行の事前調査に当たる被災認定調査及び発行業務内容の引継ぎに時間を要していたので、被災認定調査士の人員確保及び罹災証明発行業務等、被災時に必要となる業務マニュアルの作成については、準備しておく必要があると感じました。

○罹災証明交付業務や被災家屋認定業務についての研修を、役職毎の研修等で実施する。

○現地では自らも（家族も）被災した方々が、昼夜問わず働いていた。無理をしていた。

○日頃の業務自体が非効率・過多であれば、非常事態に対応するために、どんな計画・シミュレーションをしても机上の空論である。平時、通常業務をこなす身としては、平時に仕事を効率化（何かをするためには、しないこと決めるのが先である。有用性の低い業務を廃止。）していくことが、非常時の対策である。

○県民に対するサービスの確保はもちろんだが、災害支援に来る職員にしてもらうことを予め定めておくことが重要だと感じた。罹災後は、役所の中が混乱しており、実際支援に来た職員が何をすればよいかの指示を出すのが遅れがちになると思う。予め〇〇からの支援職員には××をしてもらうという様に決めておけば、発災後の支援業務開始が円滑になると思う。円滑な支援開始は、住民サービスに直結するはずである。（今回派遣された被災地にあっては、この点スムーズに対応してもらえたように思う。）

○県職員に対して被災時の支援制度等の研修を e-ラーニング等で行うこと。

○実際に震災が起こった後に支援制度を勉強していたのでは、素早く、かつ適切な対応ができないことから、事前に勉強しておくべきだと感じた。また、通常業務とは異なる業務をする可能性も大いにあるため、どのような業務に従事する可能性があるかは事前に知っておくべきであると感じた。

○災害発生直後からの復旧に向けての業務を、各所属や職員の間でどのように分担するかを事前に決めておく必要があると感じた。

○被災時の行動指針などのマニュアルの周知の徹底。

○被災した、県民への最新情報の伝達手段。

○被災自治体の職員の疲弊は相当なものだと感じた。

○他の自治体職員に対して遠慮している部分もあったのかもしれないが、「頼れる部分は頼る」という認識のもと、平時から支援の受入も想定した訓練しておくべきだと感じた。

○被災地でも「まさか、うちで起こるとは」という声が町民や職員からあった。

○「大規模震災は香川県でも起こる」という危機感を常に持つことを、周知啓発を通して職員・県民に徹底すること。

○罹災証明のシステムの導入と交代までに、どの市町もかなり時間がかかっていた。過去の地震で導入経験のある大学の先生が、現場に来てサポートしてくれた。地震が起こる前に、各市町と連携して、地震後の県民向けの業務フローを具体的に訓練しておく必要があると思う。

○仮設住宅の受け入れ開始にも非常に時間がかかっていた。これも地震が起こる前に具体的に訓練して、なるべく速やかに準備ができるよう練習しておく必要がある。

○また、建物の補修をしてくれる建設業者はすぐに注文でいっぱいになって、工事は1年後ということもざらで、住民も不安を感じていた。地震後になるべく早く住まいを復旧するためにも、近県も含めた補修業者の応援体制を整えておくとういと思う。

○被災地支援活動の経験やノウハウを蓄積し、研修などを通じて被災状況に対応できる人材の育成

○家屋の罹災状況の認定調査結果がデータベース化されて、罹災証明が迅速に交付できるシステムはすごいと思いました。

○もし、被災した場合は、そのシステムをすぐに稼働できるよう、事前に準備できる場所はしておくべきだと感じました。

○他県での被災経験やそれに基づく反省・教訓、各種システムの導入・活用方法を集約して備えておくべきだと感じました。

○被災した自治体では、熊本地震にあう前に、防災計画を改正する際、中越地震時を教訓とするため、職員を新潟県に派遣しており、発災時に新潟県が開発していた被災者生活再建支援システムをそのまま使用して迅速な対応ができたとのことから、当県も建物被害認定調査・罹災証明書・罹災者台帳などの管理システムを事前に各市町等で準備しておくことが重要だと感じました。

2. 被災家屋認定業務

(1) 依頼者

全国知事会

(2) 派遣先

甲佐町

(3) 派遣人数

延べ 22名 (内訳：一般事務18名、建築：3名、農業1名)

(4) 主な活動内容

○ 被災家屋認定業務 (一次調査)

○ 被災家屋認定業務 (二次調査)

(対象家屋の確認、訪問・調査(「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」「無被害」への分類)、調査票の作成等)

(5) 活動体制

1班2名体制の8班 (平成28年5月9日～6月10日)

2名体制の2班 (平成28年5月23日～6月3日)

1班あたりの派遣期間 4日間 (実働) (平成28年5月9日～6月5日)

5日間 (実働) (平成28年6月6日～6月10日)

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

○テレビ等で見るのと、実際の現地は全然違うので、前任者から心構えや引継ぎを十分すること。

○被災家屋一次調査においては、マニュアルを参照しながら被害の程度を判断することになるが、例えば、家屋のひび割れの割合がどのくらいか、傾きを測るポイントの選定など、判断が難しい基準があるため、班員とよく相談して決定する必要がある。

○派遣前の事前説明会では、被災地への移動や引継方法は参考になったが、被災地での被災家屋認定業務については調査現場へ同行した熊本県の担当者から説明を受けないと詳細な判定方法が分からなかった。

○蒸し暑い時期であったため胸背部を覆う名札は着用できなかった。

○現地調査に飲み物は持参していたがトイレ休憩が無いため、十分に水分補給が出来なかった。

○派遣前から体調を整えていても睡眠不足になり疲労が蓄積した。

○今回、出発前日まで罹災証明業務にあたりと聞いていたが、急きょ当日になって、家屋調査が予定通り進まなかったため、そちらに回ってほしいとの依頼を受けた。

○現地の状況に応じて、臨機応変に対応できるよう心構えをしておく必要がある。

- 被災地支援の経験のある職員は、派遣時は割り振られる業務を行うだけでなく、経験を活かし派遣先の業務体制に誤りがあれば積極的に提言を行い、正していくべき。
 - 経験のない職員は、本県で同様の災害が起きた場合の対応等について考えながら業務を行うべき。
-
- 現地の職員と適度な交流を図ること。少しでもリラックスしてほしかったので、休憩時間にプライベートな話などをし、適度にコミュニケーションを図りました。心身ともに疲弊している職員もいるので、接し方には注意が必要です。
 - 派遣される側なので、無遠慮な態度をとらないこと。現地の職員は初めて実施本部としての業務を経験しているため、業務が円滑に行われないことがある。派遣される側が自分の考えを過度に主張し、現地職員を困らせたり、他の派遣職員に迷惑をかける言動をする人がいたので、注意してほしいです。
-
- 現地の被災状況を想定したうえで、業務内容を事前に学習しておくこと。
 - 現地の地理を確認して、余震等の場合の行動を考えておくこと。
 - 調査は長期にわたるので、調査後問題にならないよう公平に調査すること。
-
- 被災された方の身になって考えてあげるのはもちろんだが、公平性を欠くことがないように注意すべきである。
 - 宿泊地は、耐震性のある安全なところでゆっくりと休める場所としたほうが良い。
-
- 不慣れた場所での緊急時の対応となるため、まず自身の健康に十分注意すること。
 - 被災された方には様々な状況の方がいるため、言葉遣いなど対応に注意すること。（職員に対して感謝の念を伝えてくださる人がほとんどではある）
-
- 現地へ行くまでにマニュアルを渡されたが、全く経験がなかった。一次調査は、二次調査に比べると専門性は低いですが、慣れるまでは緊張が続いた。最初は知らないということ为前提に対応いただいたので助かった。やりながら覚えていくという感覚であるが、早く自立できるようになる必要がある。
 - 一次調査の結果は、最終的に役場で判断し、不満な被災者は二次調査にまわることになるが、現場での結果はその場で被災者に伝えることになる。最終決定ではないことを前提でお知らせするが、話し方に気を遣った。班の中では実動4日ということもあって、補助的な仕事に終始したが、派遣期間の長い他県職員は、最終的に班長の役割をする人もいた。
-
- 罹災証明に記載される被害の程度により、被災者に対する義援金の支給額や被災者生活再建法の適用の判断材料となる。目視など裁量的な要素があるが、共通の判断基準を持ち、公正な認定調査を行うことを心掛けることが必要である。
 - また、被災県、被災市町の方々は、ほとんど自宅に帰らずに業務を行っている。できる限り、しんどい部分の業務を担うくらいの気持ちで、真摯に業務に取り組むことが大事である。
-
- 今回の派遣先では、気温の温度差が20度以上あったため、体調を崩さないよう厚手・薄手両方の衣類を用意して置く方が良い。

<p>○あらかじめ現地で行う業務内容が示されているが、業務の進捗状況等により、他の業務の応援等を行った方がよい場合もあるので、現地の責任者と相談しながら、臨機応変に対応する。</p> <p>○被災地の職員等の手間ができるだけかからないよう、派遣職員交代の際の引継ぎを丁寧に行う。</p>
<p>○予定どおりに進まないことを前提としておくこと。</p> <p>○香川県が被災県となった場合の対応を学ぶつもりで見聞きすること。</p>
<p>○「お手伝い感覚」は厳禁。地元の県、市町村職員は相当疲弊しており、真剣に真摯に決められた業務に従事する必要がある。</p>
<p>○まずは、自分の身の安全を守ること（私自身は、大きな余震に会うことはなかった）。そして、自身の健康管理に努めること。</p> <p>○次に、ともに働く職員（被災地の自治体職員、他の派遣職員）の健康管理に留意すること。</p> <p>○被災者の気持ちに寄り添うこと。</p>
<p>○被災者からの訴えは、どんな些細なものでも必ず全て自分の目で確認すること。</p> <p>○特に、被災家屋の被害認定調査は、その後の支援のベースとなるものであり、迅速かつ正確な判定が求められるが、被災者が最も重視しているのは公平性である。</p> <p>○被災地支援業務は、非日常的な体験であるが、一時の感情に囚われることなく行動し、客観的な判断を下すこと。</p>
<p>○現地では余震等が続いている可能性があるため、自身や同行する職員の安全のために情報収集に努めて欲しい。</p> <p>○また、被災地周辺の店舗の営業状況や被災者の声など、現地でしか得られない情報を後続の派遣職員に伝えて欲しい。</p>
<p>○両手を使えるように鞆はリュック等背負えるもの、もしくは肩にかけられるものが望ましい</p> <p>○屋外での調査もあるため、雨天時に備えてレインコートやビニールで覆えるようにした画板があると良い</p>
<p>○派遣先の状況や場所、業務に内容によっては、疲労等がかなり大きくなることもあるので、睡眠時間は多く取るなど、健康管理に気をつける必要がある。</p>
<p>○同じ班で調査を行っていた熊本県の職員は自宅も被災しているが、役場での業務を継続しているとのことだった。</p>
<p>○被災家屋の一次調査は、専門的な知識がなくとも行えるようにマニュアル化されているが、それでも全く経験のない者がマニュアルの知識だけで実施するのは難しい。</p> <p>○年に数回でも、事務職向けに研修を行い、知識・経験のある職員を育成しておく必要があると感じた。</p>

○派遣された甲佐町では被災地支援の経験職員がおらず、国からの派遣職員もいなかった。そのため認定業務マニュアルを今回初めて読んだ町の職員がマニュアル通りに被災家屋認定業務を行おうとしていた。マニュアル通りに業務を行うとなると時間が多く必要になる。結果的に1班当たり1日に3～4件の2次調査しか行われなかった。被害規模が少なければそういった対応が正しいのだと思うが、他県からも職員が派遣されるような災害規模では、そのような対応は時間がいくらあっても足りないと思う。東北、鳥取に派遣された職員の話を知ると1日約20件の調査を行っていたという話もあった。

○上記の理由から、経験のある職員が派遣先の業務体制を正すべきだと思う。派遣先の職員も被災者であり、経験したことのない業務であるためこのような不備が起こるのはやむを得ない。今回のようなケースの場合、被災地支援経験者が早い段階で、他の被災地での対応方法等について被災自治体に伝えるべきであったと思う。

○宿舎は可能な限り、耐震が整った施設に宿泊すること。

○いっしょに派遣された4班の4名は当初、罹災証明交付業務に従事する予定であったが、直前になって、私を含め2名が被災家屋認定業務に変わった。業務2日目終了時に、役場（税務課長）から四国からの支援要員の業務は終了とのことだったので、調整役の企画課に確認して、3日目からは、本来の罹災証明交付業務に従事することになった。しかし、実際行ってみると、証明用の端末には数の制約があって、人数は足りているとのことだった。そこで、調査班に再度確認すると、二次調査に移っているが一次調査も残っているとのこと、急遽一次調査に戻った。被災地の役場は混乱しているので、言われたことだけしますでは自分の仕事がなくなって、どうしていいのかわからなくなる可能性がある。

○派遣されることになれば、まずは自分の体調を整えること。

○被害認定調査は、基本的には住家等の屋外の調査であり、高温や湿度の高い時期もあるが、ほとんど休憩は取れないと考えてよい。

○自分が健康を崩せば周りに迷惑をかけるということを肝に銘じてもらいたい。

○自身の健康管理や体を守ることも必要。暑いからといって、手足の肌を出すと、ダニにかまれる。

○現地の状況に応じ、臨機応変に対応すること。

○被災した自治体職員の膨大な負担を少しでも軽減してあげることが大事である。（職員も被災者）

○第二次調査の場合は第一次調査の内容に納得がいかに調査依頼がある（所有者の体感に反して軽度の損害と判定されている）ケースが多いことから、損害の度合いや割合の判定方法等について説明できるような資料があると良い。

(7) 将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

<p>○一次調査の方法ぐらいは、全職員ができるよう、研修すべきではないか。</p>
<p>○市町により作業手順が異なっており、効率の良いところもあれば、悪いところもあると伺ったので、実際被災のあった自治体が、どのような手順で被災家屋の調査等を実施していたかを参考にして、あらかじめ作業内容を検討し、統一的な手順を準備しておく必要があると感じた。</p>
<p>○主要インフラ、建物の耐震化の促進</p> <p>○平常時における関係自治体との協力体制の構築</p>
<p>○職員数の確保。</p> <p>○市街地以外の安全な避難所と食糧等の備蓄を多地点で確保。</p> <p>○避難場所等からの連絡先、連絡方法を周知。</p> <p>○居住地から最寄りの県施設への参集及び業務体制。</p> <p>○他県等との相互協力体制。</p> <p>○産業廃棄物等の一時保管場所を多地点で確保。</p>
<p>○一つの作業の能率の悪さが、全体では膨大な時間のロスにつながる。</p> <p>○あらかじめ、効率の良い手順、必要な機器の準備などをしておくことが肝要である。</p>
<p>○まず、他県で被災地支援をおこなった職員で本県にて災害が起きた場合の考え方を統一させておく。そして、万一の災害時には経験のある職員を各地域、各部署に分散させ県全体で画一的に災害対応を行うことで迅速な対応ができる体制を整えておくべきだと思う。</p>
<p>○支援本部の業務だけでなく、実施本部の業務内容を熟知しておくこと。実際に被災すると、被災市町の職員だけでは人手が足りないので、県の職員が実施本部に応援に行くことになるため。</p> <p>○被災建築物応急危険度判定等の調査業務の方法については、講習会や現地訓練を行っているので支障ないが、実施本部として、調査直前の準備や調査結果の取りまとめの方法等を知っておく必要がある。</p>
<p>○これまでの被災家屋認定は、市町が独自に主体となって行っているという印象が強かった。調査方法が一部異なっており、市町間でバランスを欠いてトラブルになるケースもあった。これは明らかに平素からの準備不足であり、使用する調査票の様式や、調査方法などは県で考えておくべき事項と考える。</p> <p>○調査は、通常、税務部局が本部になるケースが多いことから、県税事務所が行っている家屋評価研修において、一部この調査方法の概要説明に充てている。</p> <p>○また、圧倒的に人員が不足することが考えられることから、県内の財務局、税務署等の職員への協力要請もしておくべきと考える。</p>

○防災訓練は、訓練であり、本番では全くと言っていいほど、役に立たなかったと、被災地の職員から聞いた。そのため、より多くの県職員が被災地支援活動に参加し、被災した状況がどのようなものか、実際体験しておくことが必要である。机上での理論は、まったくと言っていいほど役に立たない。

○現地の被災された方々や職員の生の声をよく聞いておくことが、災害への備えとして重要かと感じる。

○罹災証明は、被災者支援の基本になるもので、早期復興のためには、その前提となる被災家屋認定業務は早い段階で集中的に取り組む必要があると感じた。

○二次調査は別として、一次調査で他県から応援に来てくれる職員は、私が行ったと同じように全くの素人かもしれない。そういったマンパワーを十分に活用するには、班長として、リーダーの役割ができる人材を被災市町に適切な時期に適切な規模で配置する必要があると感じた。リーダーが不足して、班編成ができないとせっかくの応援が無駄になるおそれもある。

○どこに、どのような業務でどれだけのマンパワーが必要だということを常に、的確に把握して、派遣を要請すれば、応援に来てくれる他県の職員も不安なく業務に当たってくれるのではないかと感じた。

○発災時に、関係部門に何人の職員が割り当てられるのか、また、市町への応援はどうかということをシミュレーションしておくことが必要だと感じた。

○被災家屋の認定調査は、短期間で調査を完了させるために、他県からの派遣職員を引率・指導する職員を短期に養成する体制を整えておくことが重要であると感じた。

○マニュアルの整備や訓練等を通じて、市町や関係団体との役割分担を明確にしておくこと。

○専門的な業務も素人が対応せざるを得なくなるため、公平の確保が難しく、住民の不満や不信が一層業務を滞らせることになる。業務ごとに、判断できる職員の配置を想定しておく必要があるのではないか。

○まず、自身及び家族の被害が最小限で留まるよう、常に準備や対策をしておくこと。自身や家族が大げな等をしていれば、「公助業務」に携わることが出来ない。

○多くの県職員（事務系）が、罹災証明発行業務のノウハウと家屋被害認定調査業務のノウハウを持っておくことが必要。現場となる市町村役場に派遣が可能となる。

○家屋調査に行った際に、いくつか既に無い家屋や、情報と違う家屋がありました。被害状況を調べる際の基データについて、どのような物を被災地では使用していたかは不明ですが、おそらく一番詳細で更新頻度が高いのは「固定資産税（家屋）」の情報だと思われます。

○しかしながら、税情報は地方税法第22条（秘密保持）によって他の法令で明確に解除規定が無ければ原則使用ができませんので、そこら辺を一度整理してはどうでしょうか。

○将来的には、GISデータとして固定資産税（家屋）のデータをレイヤ化して重ねてリンクできれば、かなり有効に使えるのではないかと感じました（例えば防災計画を選定する上でも、この地域には木造家屋が多いとか、築何年の家が密集しているとか、耐震改修を行った家がどこにどれだけあるかなど）。

※固定資産税（家屋）の課税にあたっては、家屋の構造等の情報が蓄積されます。

○職員の安否確認は、あらためて重要だと感じた。

○県としてかどうかはわかりませんが、がれき等の保管・処分が、復旧・復興にとって、すぐにぶつかる課題ということがわかったので、その対応が大切であると感じた。

○災害支援業務の各分野におけるスペシャリストの養成

○自治体間での災害支援ネットワークづくり（平時における相互交流）

○業務に必要な道具や機材の確保が重要だと感じた。被災家屋認定業務ではヘルメットや長靴、作業着などの装備品のほか、下げ振りやパソコン、デジタルカメラ、公用車などを使用した。足りないものを各班で融通したり、確保できないまま現場に向かったりするような場面があった。

○不足のデジタルカメラは、被災地職員の個人のものを使用していた。

○有事を想定する際は人員の確保に注目しがちだが、業務に使用する道具や機材なども確保しておかなければ、いざという時に確保した人員を活用できないと感じた。

○早さが求められる応急の調査については、データの入力、整理時に余計な手間が生じないように、実際に入力される内容と同程度のクオリティの例や様式を用意しておく。

○また、第二次調査で損害度合いが重くなる等、自治体間での損害判定に開きがあることから、判定の基準について自治体間での統一化を図ること、判定内容と所有者の体感との落差を解消するため、具体的な事例に基づく判定結果を周知すること。

3. 被災建築物応急危険度判定業務

(1) 依頼者

熊本県（国土交通省）

(2) 派遣先

熊本市、益城町

(3) 派遣人数

延べ 8名（建築）

(4) 主な活動内容

- 判定マニュアルに沿った被災建築物の危険度の判定
- 判定結果のステッカー（「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」）の貼付

(5) 活動体制

1班3名体制の2班（平成28年4月20日～4月25日）

2名体制の1班（平成28年4月29日～5月1日）

1班あたりの派遣期間 3日間（実働）

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

- トイレ関係は予め押えておいた方がよい（設置場所、利用の可不可等）。
- 現地の方からはどのような目で見られているか分からないので、言動には注意を払う。
- しかしながら、気を遣い過ぎても支援業務が滞るので、適切な対応を心掛ける。
- 活動の初動期は特に余震があり、被害が拡大するおそれもあるので、安全第一で十分注意してほしい。（自分の身は自分で守る覚悟）
- 現地での宿泊先の選定についても重要。あまりに遠すぎると移動時間がとられすぎる。（今回佐賀で宿泊したが、車で片道2時間ほどかかった。朝起きるのも早くなるし、帰るのも遅くなるので、その分疲労も蓄積される。）
- 宿泊地から業務場所までの経路を念入りに確認したほうがよい。地図上で確認できる経路が通行禁止・渋滞になることもあるため、事前にWeb、ラジオ等で情報収集しておく。
- 現地で飲食物を買わないように事前に準備してから出発する。
- 暑さ対策、動きやすい服装（特に靴は履きなれたものが良い）
- 精神的に不安定になっている現地の方もいるため、行動、言動には注意すること。

- 家主さんへの対応→家主も被災し、不安であることから、まずは安心して頂く対応が必要である。状況等を丁寧に、分かりやすく説明することも重要である。
 - 判定結果以外でも、今後の改修工法や工事費用等の相談も受けることがある。
 - 時間指定を言われるケースもあり、臨機応変の対応も必要である。
 - 実施本部から住宅地図を配布された後、判定活動を行う地域に移動することから、スマートフォンが必需品（ナビ機能）。
 - 激甚地域では、被災者のことを考えれば、日中に飲食をすることができない。また、トイレにも行けない状況にある。
 - 判定ステッカーを張り付ける場所に注意する必要がある。（塗装等が剥がれないよう配慮しつつ、通行人等にも分かる位置）
-
- 判定方法については、「判定マニュアル」があり、マニュアルを基準として判定を行うことができるので、特段不都合はなかった。
 - 判定業務以外である、判定場所への移動方法、宿泊地の選定、1日のスケジュール、準備物、判定時の服装等を伝えればと思う。
-
- 非日常であるため、ストレスが多くかかる。無理をせず、自身の安全、十分な食事と睡眠を確保するよう心掛けてほしい。
-
- 二人一組の調査活動となるため、事前に役割分担（現地実測作業、書類記載作業）について打合せしておけば、現地での判定活動がスムーズに行える。
-
- 職場全体で、派遣される人の業務の補助を行うような環境作りが大切。
 - 派遣職員が、派遣先で十分力が発揮できるように、派遣中の通常業務のサポートをしっかりしてほしい。
 - 派遣職員の選定について、誰がいつ行くことになるのか、早めに決めてほしい。
 - 派遣先の情報（業務内容、現地での生活）について、初動期では特に現地が混乱する中ではあるが、派遣職員に十分に伝えてほしい。
-
- 知らない土地での活動ではスマートフォンの地図アプリが時間短縮に有効だった。使い慣れていたほうが便利だと思う。
-
- 派遣用の公用車を優先的に確保できる体制（ルールづくり）を整えてほしい。→建築では、3週間程度必要。
 - 早朝、深夜の移動時間を超勤対応ができるよう制度を見直してほしい。（もしくは手当の支給）
 - 実施本部が判定場所付近に駐車場を設けていないケースもあることから、「災害派遣」等を記載したマグネット版を製作してほしい。
-
- 判定活動を行った3日間全てが雨天であったため、調査表の記入等の判定作業に苦慮した。
 - また、長靴を履いての長時間歩行は疲れるため、普通の運動靴で作業していたが、雨の中一日中調査作業をしていると、靴や靴下が濡れて不快だった。
 - 防水性のある運動靴や替えの靴下を用意しておく必要がある。

(7) 将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

- 自県が被害に遭った際に、対策本部のコーディネート業務が最も大変だと思われる。
- 必要な場所（広さ、集合し易さ等）、道具（PC、コピー機、自家発電機、仮設トイレ等）、人員（被災した県民対応に人手が取られて間違いなく使える人数が減る）を想定し、設置・稼働までこなせるのか、日常的に訓練しておく必要があると感じる。
- 地震時の業務内容が十分イメージできていないので、各グループ内で、どのような業務があり、どう対応していくのか話し合う場を設けてはどうかと思った。
- 応急危険度判定業務は余震からの2次被害を防ぐために実施するものであるから、本震後早急に実施する必要がある。そのため、判定本部の立上げ方についての訓練等も必要ではないかと感じた。
- 資機材の準備（他県からの派遣者分も含めて）。
- 効率よく業務の結果を集計できるようなルール作り。
- 明確な担当分担。
- 県民への防災に関する普及啓発の取り組み。
- 通常、「被災建築物応急危険度判定」は、地震発生後、10日間以内で判定を終了することが望ましい。このため、本部職員及びコーディネータが迅速な対応が図れるように、建築職員の育成と市町職員を交えた実施本部の訓練を行えるよう検討したい。
- 被災市町の担当者と県建築担当職員が被害状況を的確に、かつ、迅速に把握し、正しい情報を共有する体制づくりが必要である。（被災建築物応急危険度判定を実施するかどうかの市町判断も重要である）
- 被災建築物応急危険度判定を実施する場合の、判定士の参集場所や駐車場の確保。
- 若年層の判定士の確保（新規登録）
- 判定器材の補充（現在も備えはあるものの、更なる数量の充実を図るとともに、市町にも備え付けてもらう必要がある）
- 市町有施設を含め、防災拠点となる施設の耐震化
- 大地震発生後は、各課とも数台ずつの公用車が必要と思われるが、集中管理をしている現状の台数では不足するため、各課への割り当て等事前の申し合わせをしておく必要あり。
- 参集場所からのメールもしくはファックスの送受信が行えるようなシステムの構築また、コピー機やプリンターの確保（レンタル?）
- 罹災証明を一刻も早くほしいと願う家主さんも多くいるので、その対応も迅速にできるような体制を整える必要がある。
- 拠点活動を行う上で、苦勞したところ、事前に必要な処置等を既に経験した被災県からの情報提供、情報共有が必要と思われる。場合によっては、被災地に行って、直接担当者が目や耳で感じることも必要であると思う。
- 支援活動の受け入れ体制を検討しておく。

○事前に発災後の支援活動の受入についての体制づくりについて、検討しておくべきであると感じた。

4. 被災宅地危険度判定業務

(1) 依頼者

熊本県（国土交通省）

(2) 派遣先

熊本市、益城町

(3) 派遣人数

延べ 12名（土木）

(4) 主な活動内容

- 判定マニュアルに沿った被災宅地の危険度の判定
- 判定結果のステッカー（「危険宅地（赤）」「要注意宅地（黄）」「調査済宅地（青）」）の貼付

(5) 活動体制

1班3名体制の4班（平成28年4月23日～5月4日）

1班あたりの派遣期間 3日間（実働）

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

- 派遣前に派遣先の現地の情報をできるだけ集めて事前の準備をしておくことで、現地での余計な作業がなくなり効率的に目的の活動を行うことができる。
- 派遣先の被災状況、交通事情、食事などは行く前に調べておいたほうが良い。
- 被災した方のお宅を訪問する際は、その気持ちを十分理解したうえで、言葉づかいに注意すること。
- 家が傾いている場合があるので、調査の際は、身の安全を第一に考えること。
- 食料、水を確保する手段を考えておくこと。（コンビニは品切れの場合がある）
- 事前情報や現地視察時に食料確保とトイレの場所など確認が必要。
- 被災直後では、用務地の近隣での宿泊が困難であることから、隣接県などに宿所を構えなければならず、移動に時間を要する。また、通行規制や渋滞等により不測の時間を要するため、余裕のあるスケジュール(行程)を考えた方がよい。
- 自己完結、自己管理。
- 被災地は、被災の状況だけでなく、時間とともに状況が変化する。
- 自分一人ですることは多くない。
- 二次災害への対応。

○被災して間もないころに派遣されたこともあったが、被災地では日常生活の維持が非常に困難な状況となっており、かつ被災者の方々は突然の震災に対し、どのような行動を行うべきかが分からず、動揺が広がっていた。

○そのような環境の中で業務を行うためには、復旧活動に支障とならないよう、また被災者の方々への負担を少しでも和らげるため、派遣される前に被災地でどのような業務を行うのかをイメージし、現地では迅速かつ的確な作業を行う準備が必要と思われる。

○被災地の状況、環境は日々変化していき、先発隊の話では何もないと聞いていたけど、私が被災地に入った時には、コンビニや食堂等も空いていたので、現地の状況はよく確認すること。

○宿泊施設は、被災地近辺は民間が借りていて確保できないので、早急に確保すること。

○被災県市職員は、自分達の事だけで精いっぱいなので、他県からの応援組だけで作業を進めていく。

○被災者の心境を察し、被災された住民の方々に接する配慮が必要である。

○被災者の方々からは、自分が被災しているにもかかわらず、他県から応援に来てくれていることに対する感謝の言葉をたくさんかけていただきました。その言葉に報いるためにも、与えられた職務をまっとうする強い気持ちが大事だと思いました。

○できるかぎりの事前の準備をして、応援に向かうべきだと思いました。

○現地での食料、水等の調達はほぼ不可能。

○調査時のトイレの確保。ただし、津波被害と地震のみの被害では被害の程度が異なります。

○津波は根こそぎ持っていかれますが、地震では1軒となりでも被害の程度がまったく異なっていました。地震の場合は少し離れたところでの調達は可能となるのではないのでしょうか。

○自らの安全確保⇒倒壊しかかった家屋や擁壁等が多くあるなか、大きな余震が発生した場合でも今いる場所が安全であるかを確認しながら、調書作成や写真撮影を行う必要がある。（作業に集中してしまい、自らの安全確保が疎かになりがちなため、互いの声掛けも必要）

○所有者への調査結果の報告⇒調査結果として現状の損傷状況を説明するだけでなく、今後の余震等で損傷がどのように拡大する恐れがあるか、またその際に、どのようなところに予兆や変状がみられはじめるかなど、二次災害防止のため『今後』を意識した説明を行う必要がある。

○被災地では、現地対策本部の指示により業務を実施するが、基本的には全て自ら判断し、行動することになるので、事前の準備が重要である。

○何をしなければならないのかは、予め把握（イメージ）しておく必要がある。

○派遣活動により、被災地の状況を肌で感じる事ができた。防災意識の向上のためにも良い経験となった。

○また、支援業務内容はもちろんのこと、交通情報や宿・昼食の確保など細かなことについても日々変化しているので引継ぎや情報収集が重要と感じた。

- 支援活動対象地付近に宿泊場所の確保が困難なので、早めの段取りが必要。
- 丁寧な住民対応を心掛けなければならない。
- 被災地から遠距離の県外での宿泊を余儀なくされる場合もあり、被災地までの移動時間に2時間以上かかる班もあったので、宿泊地の確保は重要である。
- 被災地での現地調達はほぼ不可能と考え、ある程度の食料、飲料水を持参すべきである。
- 現地において、作業を進めることに必死であったので、もう少し、被災者とのコミュニケーションをとれば良かったと思います。
- あと、土木職員として、今後の為にももう少し土木施設の被災箇所を確認すれば良かったと思います。
- 現地では泥棒の増加が噂されていたので、調査時に、住民に怪しまれないよう心がける必要がある。(調査で宅地裏側に立ち入る場合は、家屋所有者と同伴もしくは了解を取ることとする。)(服装やヘルメットなどは香川県職員であることを明確にしたものを着用する。)
- 飲料、昼食等や公用車の燃料は宿泊地で確保して現場に向かう。
- 公用車での移動等において、スマートフォンの地図ナビゲーション(渋滞状況も表示されるもの)が大活躍。(路面に凹凸や瓦礫が多く、4WDなど車高の高い公用車が適している)
- 水道が断水しておりトイレに困窮、作業前に使用可能なトイレを見付けておくことも重要。(集会所の屋外トイレを使用していたが、2日目からは集会所に仮設トイレが設置された)
- 窃盗被害も発生しており、作業初日は不審な目で見られることもあり、判定士登録証、腕章、ヘルメットシール、公用車への作業表示等は必須。
- 2日目以降は、判定作業が行われていることが地区内に広まり、いつ頃調査に来るのか、何時頃に来てほしいなど、催促されることもあった。
- リュックサックは必須、3日間とも小雨が降り続き、雨合羽、長靴も必須であった。
- 事前の準備には、現地までの交通手段、現地での移動、宿泊、食事なども含まれる。支援する立場なので、現地の人に頼ることは出来ない(トイレも)。
- ある程度の情報は入ってくるが、先発隊が行くまで分からないことも多々ある。
- 引継ぎや情報収集が重要となる。組織の派遣体制として、派遣活動をスムーズに行うため、派遣時期を重複させるなどの工夫ができるのでないか。

(7) 将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

- 最近では日本各地で大規模な災害が発生しているので、本県からもできるだけ支援のための職員を派遣し、実際に現地を経験したことがある職員が多くいることが被災時にはとても力になると思う。
- 市町の機能がストップしてしまうことが考えられるので、そのあたりを考慮しておく必要がある。

- 他県の派遣者は、県名の入ったユニホームや県名入りマグネット式ステッカーを移動車両に使用していた。現地作業を行う際に不審者と間違えられないように、派遣者用に香川県でも用意しておいた方が良いのではないかと。
- 訓練
- 防災教育
- 人員のリソース確保方法
- 南海トラフ地震発生における、復旧支援拠点県として行動が出来る体制づくり（ハード、ソフト）
- 他府県より派遣された職員が早急に作業に取り掛かれるよう、他の震災事例等を参考に支援活動に対する作業内容の整理や必要備品等の確保を行う必要がある。
- 他県から受入をした時の、作業スペース及び、作業に必要なパソコン等1式（文房具類、住宅地図等）
- 被災者の救命活動、復興活動などのため、道路インフラの早急な復旧が第一と感じた。
- 河川堤防の被災も見られたので、出水による堤防決壊などの二次災害を防止するため河川インフラの応急対策も必要と感じた。
- 復旧活動、救援活動、個人の避難行動などが同時に集中することから、被災後初期の交通規制も重要と感じた。
- 香川県及び県内市町職員だけでは対応できないので、国及び他県との連携を迅速に行う体制づくりが大切だと思います。
- 他県からの応援職員は、県内には宿泊施設がなくなるため、岡山県などに宿泊せざるを得ないと思いますので、そのあたりも想定しておいたほうがいいのかもかもしれません。
※熊本派遣では宿泊地がなく、90 km程度離れた福岡県内に宿泊し、高速道路を利用して被災地に赴きました。
- 技術力及び技術者力（臨機応変な現場対応力）の向上が必要⇒発災直後の状況把握や応急対応等に関する実務経験が乏しいため、国土交通省の研修に参加したり、実際の災害発生時にテックフォースに同行するなどして、スキルアップを図ってはどうか。
- 熊本での被災宅地危険度判定業務は、国土交通省が指揮して、各支援自治体が行動していた。被災自治体は支援して欲しい業務は多くあっても、被災自治体の職員だけでは対応できないのが実情である。したがって、受援体制を早く整えるための準備も重要だと感じた。
- 支援する側として、人材の確保はもちろんであるが、派遣事務として必要であった内容を整理しておくことが今後のスムーズな支援活動につながると考える。
- 支援される側として、支援活動を行うための道路や施設を確保するため、応急復旧の優先度を定めていくことや代替施設を想定しておくことが必要と考える。また、それらが被災直後に利用可能かどうか確認する体制づくりが必要と考える。
- そのほか、被災地の状況を直接経験しておくことは、職員の意識向上や防災・減災対策の強化に資するものと考えます。特に災害時の指揮系統に係る職員について、これらの経験が必要でないかと。

○本部が熊本市役所（町の中心）であり、日常の生活を行っている車両による渋滞のため、支援活動対象地との移動に無駄な時間を要した。避難所との兼ね合いもあるが、支援地域からアクセスのよいところ(今回においては熊本市郊外)に、支援活動の拠点となる事務スペースを確保できればと思う。

5. 住まい支援業務

(1) 依頼者

全国知事会

(2) 派遣先

益城町

(3) 派遣人数

延べ 6名 (一般事務)

(4) 主な活動内容

- 住まい支援制度に関する各種電話相談及び窓口対応
(みなし仮設住宅、住宅応急修理、仮設住宅)

(5) 活動体制

- 1班2名体制の3班 (平成28年7月19日～7月31日)
- 1班あたりの派遣期間 4日間 (実働)

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

- 派遣されていた勤務場所は避難所の2階に設置されていたため、避難している住民をずっと見る状況でした。
- 長期の派遣になると、気持ちが落ち込むようなことがあるかもしれませんが、気分転換を心がけることも大事だと思いました。
- 事前に派遣先地域の地図を確認し、周辺の地名を覚えておくと住民の方との会話がスムーズになることがあります。
- 地形や、そこに何があるかは行ってみなければわかりませんが、地名を知っているだけでも、相手に与える印象が違うように感じました。
- 不安な気持ちが大きいと思うが、自分が出来ることを精一杯取り組めば、被災地の手助けになると思う。
- 被害が大きかった地域では、張り詰めた気持ちで過ごしている方も少なくないので、場をわきまえた行動を心がけること。
- 東日本大震災、阪神淡路大震災などの直近の震災について、発災からどのように動きがあったか把握しておくべきである。住民対応の仕方や、職務内容の理解に役立つため。
- また、現地に赴いて精神的にショックを受けないよう、非常事態時の現地の様子や精神状態などを認識することにもつながるため。
- 慣れない環境下での慣れない業務となることから自己の体調管理に留意する。
- 大きな余震があった場合の現場での対応を確認する。
- 分からないことについては曖昧な回答はせず必ず現地の責任者等に確認する。

○被災された方々は、自分の生活もままならないのに、他県から来た職員に対しては感謝の気持ちを表してくれる。話を聞かせてもらうだけでも、被災された方々の役に立てるので、現地の状況をよく勉強した上で、職員としてきめ細やかな対応を心がけること。

○ただし、過度の気遣いは、被災地の方々（職員の方も含め）に逆に気を遣わせてしまうので、自然体で接すること。

○何らかの機会があれば、一度、熊本へ行って、現場を見ることをお勧めしたいと思います。

○機会があれば、被災した街を見て回るのも良いと思う。熊本では、被災した熊本城を見たり、あえて徒歩で宿泊地から役場へ通勤したりした。（もちろん怪我等の危険がない範囲で。）

○派遣する側の自治体の関係者全員が、自分たちが被災していたらという気持ちで対応することが重要。

（7）将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

○本県でどのような体制が取られるのか詳細は分かりませんが、私が派遣された事務では、熊本県の担当者が町役場に席を設置して、週の半分以上は在籍していたと思います。そのような体制を取ることで、県と町との連携がスムーズに行われている印象を受けました。

○連携の方法については準備しておくべきことかと思えます。

○建物の耐震化。（県、市町の庁舎は特に）

○県民への防災・減災に向けての意識付け。

○非常時の業務体制確保について、熊本地震において問題となった（問題とされた）点を洗い出し、対応策をマニュアル化する。

○例えば、

- ・熊本県庁に支援物資が届いたが配布先がない
 - ・半壊、全壊の建物を解体したいが道路に進入できない、解体業者を確保できない
 - ・一時避難者の健康状態の把握ができず、体調不良者が出た
- 等の問題について、具体的な対応案を策定すべきであると感じた。

○被災者の生活支援情報等をどのように効果的に周知するか。

○危機意識の醸成（いくら準備しても、「訓練」で済んでいては、有事の際何もできない。）

○人とモノの動線や指揮命令系統の確保（人やモノが全国から集まっても、動線が確保できていなかったり、指揮命令が確立されないと、結局何もできない。）

6. 被災者健康管理、避難所衛生対策業務

(1) 依頼者

熊本県（厚生労働省）

(2) 派遣先

菊陽町、益城町

(3) 派遣人数

延べ 20名（内訳：一般事務6名、保健師14名）

(4) 主な活動内容

- 避難所の被災者の健康調査、相談
- 避難所の感染症、食中毒対策など衛生対策の確認、指導
- 要支援者（独居老人、高齢者世帯、身体障害者等）の家庭訪問、健康管理
- 救護所での救護活動
- 要支援者の調査、リストの作成
- 写真等の記録、被災自治体との連絡

(5) 活動体制

菊陽町への派遣

1班3名体制（うち県職員3名）の5班（平成28年4月21日～5月13日）

1班あたりの派遣期間 3日間（実働）（平成28年4月21日～4月23日）

5日間（実働）（平成28年4月24日～5月13日）

益城町への派遣

1班3名体制（うち県職員2名）の1班（平成28年5月30日～6月2日）

2名体制（うち県職員1名）の3班（平成28年6月3日～6月17日）

1班あたりの派遣期間 4日間（実働）（平成28年5月30日～6月2日）

5日間（実働）（平成28年6月3日～6月17日）

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

○派遣中の業務は無理をせず、睡眠時間を十分確保することをお勧めします。

○様々な機関や職種が同じ場所で支援活動を行っているため、連携調整が不可欠である。

○派遣前に派遣先の状況をできるだけ情報収集しておく。

○派遣先の職員自身も被災者であることを忘れてはならない。

○引継ぎを十分に被災地に負担をかけないようにする。

○自分自身の健康に一番留意する。

○いろいろな職種が派遣されるので、カンファレンス等でよく役割分担、業務内容の相談等を行うことが大切。

○厚生労働省からは、「被災地職員に過重な負担をかけるといったことのないように配慮し、混乱の中で活動する被災地職員から要求や指示を待つて割り振られた業務を行うのではなく、役割と分担の説明を受けた後は、支援業務や保健活動の内容について派遣保健師が自分たちで考え、現地の了解を得た上で、主体的な活動をする」との通知がされている。

○主体的な活動をすることは大切で、大勢の支援者に囲まれる現地職員は大変だとは思いますが、自分の業務に責任を持つためには、必要に応じて、現地職員等関係者との情報交換あるいは報告を行うことを判断する必要がある。

○「郷に入れば郷に従え」の精神を大切にし、受援者の都合に合わせて考える。不合理・不具合の改善は必要だが、ダメ出しで終わらないよう、実施可能な提案をする。

○被災地を避けて宿泊場所を確保するため、派遣地と宿泊地の距離が遠い場合があります。移動時間が長時間化するため、十分な睡眠時間が確保できないことがありますので、健康管理に留意ください。

○被災地で個々の被災者に訪問する際は、震災に便乗した営業と思われないよう注意が必要です。特に電話連絡については、被災地の市役所・町役場から提供された名簿に記載の番号であっても安易に電話しない方が無難です。

○被災地では求められる支援内容、実施方法、それに伴う関係者との連携などが日々変化していくため、引継ぎ通りの内容をするのではなく、何が必要か現場の変化を捉えながら考えて対応すること、他県の派遣職員とも協力しながら提案することも必要になる。

○現地での活動に専念できるような体制の確保が大事。

○派遣先の自治体職員も被災者であることを念頭に置き対応すること。

○派遣時に何をすべきかを前もって情報収集する事。引継ぎは1日のみであり派遣期間も短いためすぐに活動に入る必要がある。派遣から帰ってきた人からあらかじめ情報収集をしておくとう効率が良い。

○災害時の保健活動は応用力が必要である

出会う対象者はどのような健康課題があるかわからない。実際の訪問場面で判断が求められる。日頃の業務から観察する力、感じる力を養う必要がある。

○役割を認識する

被災地の保健師が行う業務を一時的に担っているものであるため、被災地の保健師に適切に現場の情報を伝えるとともに、被災地の自治体が的確な判断ができるよう支援をすることが求められる。

○派遣グループのチームワークを大切にする

新しい場所、人、物のなかでの活動であるため全員がストレスの高い状態になる。チーム員の関係性がうまくいくような配慮が必要である。

○自分自身の健康管理をしっかり行う。

On・Offの切り替えを大切にセルフケアも意識する。

<p>○最新の被災情報の把握</p> <p>○派遣の時期のステージと現場での対応状況を把握しておく</p> <p>○現場での他県、他職種との連携や調整</p>
<p>○連絡員等は、自分の職種や専門性を発揮しにくい環境ではあるが、リーフレット等を少しでも持っていれば活用できることもあるので、そういった準備をしておくことも大事だと思う。ただ、荷物は多くなると不便なので、少しで構わないと思う。</p>
<p>○支援活動においての自己完結できる能力及び判断力（被災元に負担をかけない）</p> <p>○必要なマニュアルの自己学習</p> <p>○派遣された人から具体的な活動を聞き、イメージトレーニングを行う</p> <p>○限られた時間で行う業務の引継ぎ内容や方法など</p>
<p>○災害時の活動は、現地の状況を見て考え、判断することが多い。普段から被災地支援活動ができるよう、災害時活動マニュアルなど資料を見ておくなど、災害派遣の要請があっても対応できる準備と心構えが必要と思う。</p>
<p>○東日本大震災時の前例があったためか、派遣にあたっての注意事項や準備物等の説明が丁寧であり、また随時、前班の情報提供もあったので現地で困ることは無かった。</p> <p>○また、現地での活動にあたっての用具等も十分に計画のうえ準備されており、不自由することは無かった。</p> <p>○今後の派遣でも、今回と同様に安心して業務に取り組めると思う。</p>
<p>○引き続き余震や、今後の生活の不透明感から、不安不満を抱えて生活している人が多く、これら住民の気持ちを踏まえた上での対応が重要である。</p>
<p>○できたこと、できなかったことを明確にし、次のメンバーに引き継ぐこと。</p>
<p>○自らの健康管理及び危険回避</p>
<p>○派遣先住民と接触する機会がある場合には、派遣先の職員と一緒に活動していることを伝える。（住民には地元の職員が何もしていないように見えるらしいので。）</p>
<p>○非日常を経験するため、普段より気持ちが昂ることがある。24時間勤務しているような感覚があるが、on・offの切り替えで自分たちの精神状態を保つことも大事。派遣終了後に同僚等に話しを聞いてもらい気持ちを吐き出すように。</p>
<p>○大きい避難所は、他県からの管理支援などがあるが、小規模避難所の管理者は、民間であることもあり、他職種、他団体等の受け入れに負担感が大きかった。気持ちを理解し、負担にならない対応を心がける。</p> <p>○所属がはっきりわかるように対応する。不適切なボランティアもいるため、そのため傷ついている住民もいる。</p>
<p>○ストレスがたまる環境のため、リラックスできる物をもっていけば落ち着くこともある。</p>
<p>○現在行っている業務だけでなく、保健師全般の業務にも常々目を向けておく</p>
<p>○余震により倒壊のおそれがあるので、家屋やブロック塀の付近に、公用車を駐車しないよう注意すること。</p>

(7) 将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

<p>○派遣先の自治体では要援護者リストが高齢者、独居の有無、障害の有無、住所、連絡先が一覧になったものを整備していたので、在宅の要援護者の健康調査のため、対象者の抽出と訪問等が効率的に実施できた。</p> <p>○本県においても、要援護者リストをどのように活用するのかを整備しておく必要がある。</p>
<p>○今までの他県での震災時対応で学んだことを加味したマニュアル</p>
<p>○県内外からのさまざまな支援を受け入れる際の体制整備</p>
<p>○時期により業務も様々なので、難しいとは思いますが、通常業務と災害により発生する業務等の中で、どの部分を派遣される職員にカバーしてもらうかを考えておくことが必要だと思った。また、県としては各市町との連携体制も確認しておくことが必要だと思った。</p>
<p>○様々な支援団体の調整が円滑に行えるように、医療、保健、福祉、生活再建、ボランティア、民生委員等、それぞれの窓口が互いに横の連携をとりやすいように、また、効率的に調整できるように体制整備をする。</p> <p>○住民が自助・共助の必要性を理解し準備しておくように啓発活動を行う。</p> <p>○被災者支援の第一線機関である市町と県の各担当課・所それぞれが、被災した場合（フェーズ0から2あたり）に担う役割を協議し実際の動きを確認しておく。</p>
<p>○受援体制の構築。</p> <p>○自分たちで何をするか、支援者には何を願うのか、の整理。</p>
<p>○避難困難者との連絡方法をまとめておく必要があると感じました。個々の市町が行う業務となるでしょうが、県として統一した連絡方法を定めておき、県全体に広報しておくべきでしょう（例えば、応援の派遣職員が被災者を訪問する場合、連絡がつかない被災者に誰が電話連絡するかといったこと。）。そうすることで、被災者側にとっても、応援の派遣職員からの連絡であっても安心して受けられるようになり、県外に避難した被災者宅に2度、3度足を運ぶ無駄を避けられるのではないのでしょうか。</p>
<p>○被災直後の支援活動について、訓練する機会は設けられているが、被災後1週間、1か月と経過した時点の活動については、紙上でまとめているのみで、シミュレーションの機会が少ないかと思われる。</p> <p>○被災後時間が経過するに伴い、他県からの支援機関が増え、調整や依頼する活動指示など複雑になるにも関わらず、訓練の機会が少ないがゆえに、実際の現場では情報伝達や共有がスムーズにいかず混乱する原因となると思うので、被災後1週間、1か月と経過時期に応じた訓練機会の確保も準備として必要と感じた。</p>
<p>○市町との連携体制とそのことの組織内での情報共有</p> <p>○市町と訓練等を通じての災害時の対応等に関する認識の共有</p> <p>○外部からの支援チーム等の受入れ体制 (外部からの支援チームと被災地の保健活動を繋ぐ調整等のあり方等)</p>

- 他県から支援を受ける際に、具体的に何を依頼するかを確認する。
 - 他県からの支援者に対するオリエンテーション方法
 - 庁舎が倒壊した際の代替庁舎の確保（市町）
 - 指定避難所以外の自主避難所への支援方法
 - 重要な行政データのバックアップ
 - 職場ごとに実施するBCPの学習会（採用時等に研修を実施）
-
- 福岡県からも派遣されていたが、派遣職員の被服や避難所運営に役立つ道具などの備蓄物品が豊富であると感じた。
-
- 避難所や地域で活動できる、リーダーの育成（交代できるだけの数）
 - 行政だけでは限界
 - 訪問では、自治会長がすぐ安否確認し避難所につながり、安心したと言う住民が多かった。
 - 最初に福祉避難所、母子優先の避難所等が分かっていたら、途中で移動しなくて済むし、専用の物資も確保しやすいのではないか。
-
- 被災地になった市町村長が中心になり支援活動を行うことになるが、ボランティアや他県や他の団体等多くの人が被災地に入り、市町村や団体同士の連絡がうまく取れず同じ被災者に何度も話を聞き、さらに疲弊することになるほか、各団体の書式の違いによりせっかくの情報がうまく活用できないことがあるため、連絡体制、書式等を市町村が準備しておくように促しておくことが大事だと思う。
-
- 保健師の人材確保及び人材育成
-
- 今までは災害派遣に行く立場であったが、本県が被災し、派遣を受ける立場にいつなるかもしれない。支援を受け入れる側となったときの対応などの訓練も必要と思う。
-
- 派遣先の町職員に聞いたところ、発災直後からは何日間も家に帰ることが出来なかったらしい。今後、各職場で職員用の食料品や生活用品の備蓄が必要ではないか。
-
- 実践を想定した訓練を、積み重ねておくこと。
-
- 他県からの支援を受け入れる場合には、支援活動の終了時期を明確にした方がよい。

7. DMAT業務

(1) 依頼者

熊本県（厚生労働省）

(2) 派遣先

菊池市、阿蘇市

(3) 派遣人数

延べ 12名（内訳：医師2名、看護師7名、業務調整員（事務）3名）

(4) 主な活動内容

- 病院診療・転院支援
- 地域の医療ニーズの把握
- 避難所のアセスメント、保健指導
- DMAT活動拠点本部の設立、運営
- E M I S等による他病院の状況確認

(5) 活動体制

1チーム6名体制の2チーム

（平成28年4月16日～4月18日、4月20日～4月22日）

1チームあたりの派遣期間 3日間

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

- | |
|--|
| ○自分の身は自分で守る。 |
| ○食料の確保 |
| ○DMAT研修の内容を熟知しておくこと。 |
| ○すぐに出動出来る装備、食料の準備と日常点検の必要性 |
| ○道路の亀裂や橋の崩壊、土砂崩れ、列車の脱線、また余震など、震災直後はかなり危険でした。 |
| ○まずは自分の身の安全を確保し、活動してください。 |
| ○小学校や公民館などの救護所では、水不足、食糧不足、電気がないなど困っている人がたくさんいて、支援が必要な状況でした。 |
| ○こういった土地の状況、現地の人が何を必要としているのかを発信する、正確に速く情報を伝えることが大事です。 |
| ○当然かもしれませんが、自分たちの食糧等は、自己で完結し、現地の人に迷惑をかける事はしてはいけません。 |
| ○DMATでは、共通フレーズ、常に頭の片すみにおいておくこととして、C S C Aがあり、DMAT以外の人も役に立つと思います。 |

○どのような状況にでも対応できる、自己整備（食事、衣類など）
○食料は自分で用意
○食料、水等は自分で準備していく。
○先遣隊等と情報共有し、道路、ガソリンの有無、電気等を確認する。
○初めて行く場所であったり、普段からやりなれていない場面に直面することから、思っているよりかなり疲労がたまります。精神的なフォローがかなり重要になってくることを実感しました。
○派遣されるまでに準備の時間がない可能性があるため、日頃から出動の準備をしておく（資機材、個人装備など）。
○連絡体制を作っておく。
○現地で、はじめて業務内容が分かる。派遣される時期により、行える内容が変わるため、自分の想像していたことができない事もある。
○DMATは、単独で動くことはないため、指示のもと行動できる組織であるため、やりたい事とできる事が違うなど、自分自身の気持ちの切り替えやモチベーションの維持が大切である。
○食料など身のまわりのものは持っていく（自己完結）。
○水分、食料は、必ず準備すること。（保温グッズなど）

（7）将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

○簡易トイレを充実すべきと思います。
○県民全体としての防災に対する意識の向上
○南海トラフ地震を想定した訓練をいま以上に実施
○支援活動自体が自己完結が基本であるので特に物的準備は必要ないが、被災地（者）に迷惑がかからない支援者の参集場所は準備が必要。これだけは、支援者が準備できない。
○熊本では参集したDMATの車輛、装備等が迷惑になったと聞いている。
○組織間の連携。他分野の情報、知識の共有。それに基づいた訓練、研修など。
○県と医療の連携
○平時から、自治体との繋がりをもっておくことが必要。県・市・町との繋がり。
○病院は、何度もこのようになった時の訓練をしておくべきである。
○災害が起きた時点でたくさんはできません。常日頃から訓練であったり、準備を整えておくことが必要だと思います。
○自分とるべき役割を把握しておくことだと思います。
○食料、医療品、日用品などの準備（他県からの救援物資が届くのに時間がかかる可能性もあるため）

○各職員の災害に対する意識を上げる必要があるのでは。物がそろっていても、動ける人がいなければ機能しないのではと思う。

○病院の場合、現在マニュアルを見直し、意識付けの為、勉強会で当院の被災時の流れを訓練しているところですが、再度マニュアルを見直し、いつでも動けるように訓練していく必要があると思った。

○また、県民にも意識付けが必要であると考えます。

8. 給水業務

(1) 依頼者

(公社) 日本水道協会

(2) 派遣先

熊本市

(3) 派遣人数

延べ 1名 (化学)

(4) 主な活動内容

- 応急給水車での給水活動

(5) 活動体制

1班6名体制 (うち県職員1名)

派遣期間 4日間 (平成28年4月22日～4月25日)

(※県職員派遣の班のみ記載。)

(6) 今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

- 地震発生後、1週間で現地入りの為、交通渋滞が激しく移動時間等を含めれば1日の実働は約12時間 (宿泊先まで約1時間)。
- 給水後のポリタンク運搬作業もあり給水活動は体力勝負である。

(7) 将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

- 水道は県民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである。被災した場合に備え県内水道施設の耐震化を進める。(被害を最小限に抑える)
- 職員の対応能力の向上。
- BCPの実効性を確保するとともに、定期的な計画の見直しを実施する。
(水道局では震災訓練以外に様々な事故を想定した訓練 (情報伝達・管路事故・水質汚濁等) を実施している。また定期的に危機管理ワーキンググループを開催し情報の共有や各所属での震災初動マニュアルの作成を行っている)

9. 緊急消防援助隊（防災航空隊）業務

（1）依頼者

消防庁

（2）派遣先

熊本空港、益城町、西原村

（3）派遣人数

延べ 6名

（4）主な活動内容

- 現地対策本部での調整
- 他県防災航空隊との出動時間調整及び連絡方法の調整
- 災害出動、航空燃料の調整
- 被災地外医療機関への救急搬送
- 孤立集落からの住民救出
- 被災地における情報収集

（5）活動体制

派遣期間 平成28年4月16日～4月17日

（6）今後、他県へ職員を被災地派遣する場合、伝えておきたいこと

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○現地の情報を明確に（集合場所・野営地・災害場所）○食料や寝袋等の準備（最低3日間）（できるなら、災害地への食糧調達）○現地の詳細な地図を持参 |
| <ul style="list-style-type: none">○支援車による地上支援が可能であれば、県隊との情報を密にし、給油場所、道路情報を把握しておく。○連絡体制をしっかりと確保し、現場の状況を把握して効率の良い活動をする。 |
| <ul style="list-style-type: none">○食料、飲料水、寝具等の準備○防寒対策 |
| <ul style="list-style-type: none">○準備（必要資機材、食料、被服） |
| <ul style="list-style-type: none">○日頃から派遣されることを想定した準備をしておく。（資機材、食料、衣料等）○たくさんの荷物は持っていけないので、何を持っていくべきか、必要なものをピックアップしておく。 |
| <ul style="list-style-type: none">○余震への対応○倒壊する恐れのある建物内における脱出の退路確保○異常な状態での精神をどう冷静沈着に行動するか○指揮命令系統を崩さないように各自自確 |

○衛生面に対する準備

○活動写真、動画の積極的な撮影

○危険な場所に派遣されるので、ヘルメット、手袋、安全靴等の個人装備の準備が必要。

○冬場は、防寒着などの寒さ対策も考えておく。

○現地で食べることのできるものを考え準備しておく。(水や火はあまり使えない)

(7) 将来、大規模地震が発生し、本県が被災した場合に備えて、県として準備しておくべきと感じたこと

○応援隊が不慣れな土地でも活動できるようなシステムの構築(地元の隊員を車両に搭乗等)

○災害進出拠点の確保

○悪路にも対応できる車両(オフロードバイク等による災害状況の把握)

○携帯電話が通じない時の連絡方法(無線等)

○各県所有建物の耐震化や食料備蓄

○非常電源の確保(最低3日間)

○県職員の災害時の集結場所や地域分け(この地区には〇〇さんというような、情報網の確立)

○応援隊に対する受け入れ体制の充実

○応援航空小隊に対する食料、宿泊施設、燃料等の確保

○物資搬送拠点からのヘリによる搬送体制の確立

○応援隊を受け入れるだけのスペース、食料、寝具等

○応援側及び受援側それぞれに対応するための日頃からの訓練

○災害に対応している隊員等における家族の安否情報確保

○受援計画の把握

○初動対応要領の把握、事前訓練の実施

○受け入れ体制の確保(スペース、食料、飲料水、必要機材)

○空港での食料(香川県防災航空隊及び集結した緊急消防援助隊の人数分×3日分)

○緊急消防援助隊待機スペース